

鳥羽市電気自動車用普通充電器利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥羽市（以下「市」という。）が設置する電気自動車用普通充電器（以下「充電器」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 充電器の設置場所は、次のとおりとする。

鳥羽駅西駐車場 三重県鳥羽市鳥羽一丁目308番地1

(管理者)

第3条 充電器の管理は、環境課（以下「管理者」という。）において行うものとする。

(充電器の運用主体)

第4条 市は、合同会社日本充電サービス（以下「NCS」という。）と充電器設置加盟店契約を締結し、充電器の運用はNCSが行うものとする。

(利用時間)

第5条 充電器の利用時間は、零時から24時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、充電器の利用時間を変更し、又は利用を制限することができる。

(利用対象車両)

第6条 充電器を利用して充電できる車両は、有効な自動車検査証を備えている電気自動車とする。

(禁止行為等)

第7条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 電気自動車の充電以外の目的で充電器を利用すること。

(2) 指定された駐車スペース（以下「充電スペース」という。）の枠外に電気自動車を駐車させて充電器を利用すること。

(3) 他の自動車の駐車及び通行を妨げること。

(4) 充電スペースに駐車中、他の自動車を損傷するおそれのある行為をすること。

(5) 充電の完了後、充電スペースに駐車し続けること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、充電器の利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 管理者は、利用者が前項各号に掲げる行為を行った場合は、充電器の利用を中止し、又は制限することができる。

3 管理者は、充電器の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第8条 利用者は、故意又は過失により充電器の設備を汚損し、又は毀損したときは、これを現状に復し、又はその損害を賠償するものとする。

(免責)

第9条 利用者は、自己責任により充電器を利用するものとし、充電中の事故又は充電器の利用に伴う車両への損害については、市はその責を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、充電器の運用に関し必要な事項は、管理者がこれを定める。

附 則

この要領は、平成27年10月 1日から施行する。